

平成21年第4回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成21年4月17日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 町長の招集あいさつ
- 第 5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 9 議案第35号 財産の取得について
- 第 10 議案第36号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	深澤 均 君
9番	武藤 威 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（ 1名）

10番 戸沢 藤一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
総務課長兼 総合サービス課長	小原 正彦 君	企画財政課長	高橋 薫 君
税務課長	小原 隆昇 君	会計管理者 兼出納室長	坂本 昇一 君
住民生活課長	高橋 潔 君	福祉保健課長	右谷 康一 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光交流課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	農業委員会 事務局長	小野寺 光廣 君
教育長	後松 順之助 君	学務課長	辻 一志 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	草薙 正子 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤 克太郎	庶務班長兼 議事班長	鈴木 邦子
主 査	佐々木 直樹		

開会及び開議の宣告

議長（伊藤福章君） 10番、戸沢藤一君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第4回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名

議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、杉澤隆一君、4番、熊谷隆一君を指名いたします。

会期の決定

議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日4月17日、1日限りとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

町長の招集あいさつ

議長（伊藤福章君） 日程第3、町長の招集あいさつを行います。本臨時会の招集にあたって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） おはようございます。平成21年第4回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ議員各位にはご出席いただきお礼申し上げます。開会に当たりこれまでの行政報告と本日提出いたしました議案の概要を説明申し上げ招集のあいさつといたします。

はじめに北朝鮮の飛翔体発射事案に関してですが、4月4日から8日にかけての発射予告の情報を受け町では3月19日に設置した災害対策部で警戒に当たりました。災害対策部には4日の午前と午後1回ずつ飛翔隊が発射された旨の連絡があり、防災行政無線を利用して住民に注意を呼びかける放送を行いました。翌5日11時32分緊急情報連絡システムMネットを通じ発射情報があり防災行政無線を利用して住民に避難するよう放送するとともに11時48分、日本の東2800kmの太平洋上で追尾を終了との情報を受け再び放送しております。県内に飛翔体落下の事実がないことから災害対策本部は12時24分に解散しております。次に4月5日、道の駅雁の里せんなんで発生した火災についてですが、構内の産地形成促進施設において失火があり、機械本体と建物の柱の一部が燃焼する被害がありました。原因は複数の可能性があるようですが特定されておられません。被害面積は0.9平米で被害見積額は32万円となっております。施設の利用者始め町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。町と致しましては早急に原状回復を図るとともに指定管理者に対して施設管理の徹底を図るよう指導し、再発防止に努めてまいります。また4月10日役場六郷庁舎近隣の民家で発生した火災についてですが、2棟が全焼、3棟が部分焼の被害が出るとともに、六郷庁舎でも類焼による被害が生じております。被害額は現在取りまとめ中です。次に美郷町の面積の変更についてですが、平成21年2月3日付けで平成20年度全国都道府県市町村別面積調が国土地理院から秋田県に送付され、美郷町の面積がこれまでの167.8平方キロメートルから0.56平方キロメートル増の168.36平方キロメートルに修正されております。今回の面積の変更は国土調査法に基づく地積調査の際に美郷町と横手市との市町境界の公図に誤りがあることが判明し、双方同意のうえで国土地理院に対し公図の変更を求めたことによりものです。公図の変更により土地の編入等はないものの、国土地理院の面積算定が地形図上で行われていたことによる面積修正によるものです。次に公共施設等の再編についてですが、今月20日から22日までの3日間、町内3地区で住民説明会を開催する予定としております。開催に当たっては議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。次に提出いたしました議案の概要についてご説明致します。承認第1号及び承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについてですが、地方税法等の一部改正に伴う美郷町税条例及び美郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分についてご承認をいただくものです。承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについてですが、平成20年度美郷町一般会計補正予算第9号について年度末に交付決定や起債許可が行われた地方譲与税並びに町債の額及びそれらに伴う歳入の額の確定に伴う専決処分についてご承認をいただくものです。承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについてですが、平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号について繰

越明許費の設定に伴う専決処分についてご承認をいただくものです。議案第35号財産の取得についてですが千畑工業団地から撤退する秋田三和化成工業株式会社が所有する工場建物を企業誘致の促進を図るため町有財産として取得することについてお諮りするものです。議案第36号平成21年度美郷町一般会計補正予算第2号についてですが、消防団員の災害補償をするための総合事務組合への負担金の増額及び失火により破損した道の駅雁の里せんなんの施設修繕等に要する経費の追加に伴う歳入歳出の増額についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明致しました。なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長（小原隆昇君） それでは承認第1号についてご説明させていただきます。地方税法の一部を改正する法律及び関連する政令、省令の一部を改正する政令、省令が平成21年3月31日に交付されたことを受けて同日専決処分を行ったものでございます。改正の内容でございますが議案別紙では分かりづらい点がございますので議案資料集にあります新旧対照表にてご説明させていただきます。お手元の資料の左欄が改正後、右欄が改正前でございます。改正点の主なものですが条等を引用する法律等の改正により条例中の引用する条文を適正なものに改めたものが大半でございますが、住民生活に関連する部分もございますのでこの点を中心に説明させていただきます。今回の改正は第1条から第3条までとなっております。第1条でございますが資料9ページの附則第5条の3の2が新た加わっております。これは平成21年から25年までの5年間に融資を受けて住宅を建てられた方が所得税の住宅借入金等特別控除を受けられた際に所得税から引き切れなかった控除額を町民税から58,500円を限度に税額控除するものでございます。また、固定資産税では14ページの附則第9条の2、資料16ページ同第10条、19ページ同第11条、20ページの同第13条2の改正によって現行の負担調整措置が3年間延長されております。長期譲渡所得に係る町民税につきましては24ページ、同15条2の改正により優良住宅地の造成に係る土地の譲渡についての措置が5年間延長されました。次に34ページでございます。町税条例を改正する条例第2条に係る内容でご

ざいます。新築住宅に係る固定資産税の減額を受ける場合の手続きを定めた条項でございます。第2項に昨年11月に成立した長期優良住宅普及促進法の規定に適合する住宅、通称200年住宅を建てられた方への減額のための手続きの規定を新たに盛り込んだものでございます。次に36ページでございます。町税条例を改正する条例第3条にかかる内容でございます。町税条例の附則を改正するもので37ページ第2条第10項において株式配当に係る町民税、40ページの同条第17項において株式譲渡に係る町民税の軽減措置を3年間延長したものでございます。次に議案に戻っていただきまして議案の12ページ、下4行でございます。附則第1条におきまして、この条例は本年4月1日から施行することとなっております。但し一部は13ページ以降の各号に定めた日から施行することとしております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。16番、吉野久君。

16番（吉野久君） 今説明のありました長期優良住宅、200年住宅というのはどういう住宅が該当するのでしょうか。

議長（伊藤福章君） 税務課長。

税務課長（小原隆昇君） 昨年成立した法律でございますが構造体が丈夫に出来ていて、構造区体が、柱とか壁ですれども丈夫に出来ていまして、あと間仕切が移動できるような設計になっているというふうに国が定めている住宅でございます。

議長（伊藤福章君） 16番よろしいですか。

16番（吉野久君） はい。

議長（伊藤福章君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと求めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと求めます。採決いたします。お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第5、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し議題と致します。議案を朗読します。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長（小原隆昇君） それでは承認第2号、専決処分の報告についてご説明させていただきます。地方税法の一部を改正する法律及び関連する政省令の一部を改正する政省令が平成21年3月31日に交付されたことを受けて同日専決処分を行ったものでございます。改正の内容でございますけれども議案別紙では分かりづらい点がございますので議案資料集にあります新旧対照表にてご説明させていただきます。お手元資料の44ページでございます。左欄が改正後、右欄が改正前でございます。改正点の主なものでございますが条等を引用する法等の改正により条例中の引用する条文を適正なものに改めたものが大半でございますが、第4条第4項におきまして、国民健康保険税の算定における中間所得者層の負担が過度とならないよう介護給付金課税額の賦課限度額を9万円から10万円に改正するものでございます。次ぎに議案に戻っていただきまして22ページでございます。附則第1条におきましてこの条例は本年4月1日から施行することとなっております。但し一部は同条各号に定めた日から施行することとしております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと求めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと求めます。

承認第2号について、これより採決いたします。お諮りします。承認第2号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと求めます。よって、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し

議題と致します。議案を朗読します。事務局長。

(事務局長)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(高橋薫君) 承認第3号についてご説明いたします。27ページの専決第3号をご覧ください。平成20年度一般会計補正予算第9号について平成21年3月31日付けで専決処分したので承認をお願いするものでございます。専決処分の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1910万2千円を追加するもので、総額を122億7882万2千円としました。また、繰越明許費の設定、地方債の補正を行ったものであります。32ページをお願いします。第2表、繰越明許費であります。2款1項総務管理費、定額給付金事業につきましては、平成21年3月30日に第1回目の支給をしており平成21年4月以降に支給を要する経費を繰越明許費とするものです。なお、3月30日に支給をした世帯は3029世帯で全体の44.3%に当たります。3項児童福祉費の子育て応援特別手当交付金事業につきましては、209名の方々の支払い手続きを完了してございますが3月に支払い手続きが完了しなかった40名の方々の給付費及び事務費について繰越明許費として設定したものでございます。次のページですが第3表の地方債の補正でございます。合併特例債、農業生産基盤整備事業債、町営住宅整備事業債の借入限度額の補正であります。いずれも事業費の確定による地方債の確定によるものでございます。次に予算補正の概要について説明します。36ページをごらんください。最初に歳入をご説明いたします。2款の地方譲与税から38ページの10款の交通安全対策特別交付金までにつきましては3月の定例会以降に交付決定があり額が確定したことによる補正であります。尚、9款の地方交付税ですが、特別交付税の決定によるもので特別交付税の総額は2億6821万6千円となっております。16款、寄付金ですがふるさと美郷応援寄付金1件あり補正いたしました。120万5千円となっております。20款、町債ですが2目4目とも事業費が確定したことによる補正でございます。次に39ページの歳出をご説明いたします。6款1項農業費、8款2項道路橋梁費、6項住宅費とも事業費の確定により地方債が増減しておりますので、財源の組み替えをしております。13款2項1目基金費25節積立金ですがこれは財政調整基金に1億1千900万円、のこりをふるさと美郷子供育成基金に積み立てするものです。これにより財政調整基金現在高は9億5千万円となっております。次のページでございます。14款予備費は歳入歳出の残額7万5千円を補正するものでございます。以上でございます。

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。16番、吉野久君。

16番(吉野久君) 第2表の繰越明許費について、定額給付金についてお伺いいたしますけれども

これにつきましては、振り込め詐欺等の被害も予想されるというような話もありましたが実際に給付事業が始まってからそういうことはありませんでしたでしょうか。何かトラブル的なことがあったのかをお伺いします。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（高橋潔君） 振り込め詐欺等に関してでございますが大仙警察等の協力によりましてそのような事実は、警察からもないと、それから住民からもそのような相談等はきてございません。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 16番、よろしいですか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと求めます。承認第3号について採決いたします。お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

承認第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第7、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し議題と致します。議案を朗読します。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木隆君） 承認第4号についてご説明いたします。平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正第5号につきまして平成21年3月31日に専決処分をしましたので議会に報告し承認をお願いするものでございます。47ページをお願いいたします。第1表繰越明許費です。1款3項下水道整備事業費につきましては雄物川流域下水道大曲処理区におきまして汚水の流入量の増加に対応するため既設の1上管に隣接し、2上管を敷設する追加公共工事を発注する予定でありましたけれども既往台の接合部に腐食が発生しており再検討に不測の日数を要したために繰越を決定しました。このため町におきましても負担分の91万円について翌年度に繰り越すことで繰越明許費を設定したものであります。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと求めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと求めます。承認第4号についてこれより採決いたします。お諮りします。承認第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第35号 財産の取得についてを上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長兼総合サービス課長。

総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 議案第35号財産の取得についてご説明も申し上げます。50ページをご覧くださいと思います。千畑工業団地から撤退する秋田三和化成株式会社所有の社屋を町有財産として千畑工業団地の進出企業誘致促進を図るため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規程により提案するものでございます。なお、本契約につきましては4月1日付けで双方協議が整い議案資料集53ページ、54ページの建物売買契約書案のとおり仮契約をさせていただきます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。20番、飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） この財産取得は町にとっては非常にこの後の雇用対策からすれば良いことかもしれませんが、実は千畑の議員の方達はこの建物が分かっていると思いますけれども実際私はこの建物見たことありません。そういう中でこの取得をするというのが私は納得行かないところがあるんですけれども、その件について御回答をお願いします。

議長（伊藤福章君） 総務課長兼総合サービス課長。

総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） この建物につきましてはこれまで千畑工業団地の

誘致企業と致しまして秋田三和化成株式会社が進出してございました。平成21年2月24日に三和化成株式会社より同工場を閉鎖により賃貸契約を解除する旨の申し出がございましてその建物を今後町が企業誘致をするための施設として購入したいといういうことでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） たしかにこの物件を買うと言うことは分かりますけれども実際にこの後の雇用対策として、我々議員が現地を見ないで町主導でやるというのは私は不思議ですけれども、どうでしょうか。

議長（伊藤福章君） はい、町長。

町長（松田知己君） この案件につきましては政策等意見交換会で並びに財産取得に係る経費について議員の皆様からご審議いただいたものでありますので、ご理解いただいたものと私は理解しております。

議長（伊藤福章君） 20番、よろしいですか。

20番（飛澤龍右工門君） よろしいです。

議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

6番（中村利昭君） ただ今町長の方から答弁あったんですけれども、政策等意見交換会で私も一部質問したんですけれども、課税標準額が7千800万円相当の財産を、800万円ということは私は非常に安いと、相場的には不動産鑑定では評価額の半分程度が交渉のスタートラインではないかと。飛澤議員は見てないと言うことでしたが私はこの件を議会に報告あってから見てまいりました。やはりこれから町の政策の中で活かすものとしては非常に安価で良いものを購入していただいたというふうに思っております。そういう点では今後企業誘致するには大変いい物件を選択すると思っておりますけれども。町長はどう思うますか。

議長（伊藤福章君） 町長。

町長（松田知己君） 固定資産評価額からしますと非常に格安の契約になったのではないかと認識しております。

議長（伊藤福章君） 他に質疑ありませんか。12番、熊谷良夫君。

12番（熊谷良夫君） 800万円という金額には消費税等は発生しないものですか。それから企業誘致の条件整備と言うことで上も下も役場のものとするので貸しやすいと思いますけれど、そのほかのインフラ整備は、大きなコンテナがゆっくり入ってきたときの道路は大丈夫でしょうか。あそこはADSLしか入っていないでしょうけれども通信網の整備は大丈夫でしょうか。光通信

網の予定はあるのでしょうか。なければどのような対策を講じるのでしょうか。

議長（伊藤福章君） 総務課長兼総合サービス課長。

総務課長兼総合サービス課長（小原正彦君） 消費税は発生はしません。800万円で双方同意と言うことで消費税は発生しません。それからインフラ整備でございますが航空機、船舶等で様々なものが入ってきた場合は当然、国道県道等々の整備も必要になると思います。また、町では角館・六郷線が県道として整備されてございますのでそれらについては逐次解消されていくものと思います。ADSLの関係ですがその地区にはADSLは入ってございません。NTTに対しましては千畑地区85局に対してもBフレッツ等々の導入をお願いしているところでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 12番、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（伊藤福章君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと求めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと求めます。議案35号についてこれより採決いたします。お諮りします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号については原案のとおり決しました。

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第36号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。歳入については企画財政課長、総務課長兼総合サービス課長よりお願いします。

企画財政課長（高橋薫君） 議案第36号平成21年度美郷町一般会計補正予算第2号について説明します。57ページをお願いします。歳入であります。18款1項繰越金ですが今回補正の財源の一部として繰越金を充当するものです。次に19款5項5目1節の雑入でございますがこちらは4月5日

発生の道の駅雁の里せんなん産地形成促進施設で発生した火災による建物の災害共済金でございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 歳出については農政課長、住民生活課長より説明を求めます。

農政課長（照井智則君） 58ページをお願いいたします。6款1項6目11節は4月5日道の駅雁の里せんなんで発生致しました火災の修繕に要する経費で産地形成促進施設土台及び柱を交換するものでございます。18節は火災により使用できなくなった循環型精米器を交換するための経費です。以上です。

住民生活課長（高橋潔君） 9款1項2目19節秋田県市町村総合事務組合消防補償等負担金であります。消防団員の公務災害の負担金でありまして負担金算定において、消防団員定数の算定基準日違いにより不足が生じてしまいました。納期の関係がございまして補正をお願いするものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと求めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと求めます。議案36号についてこれより採決いたします。お諮りします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号美郷町一般会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

閉会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして平成21年第4回美郷町議会臨時会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時41分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成21年4月17日

美郷町議会議長 伊 藤 福 章

署名議員 杉 澤 隆 一

署名議員 熊 谷 隆 一